

「社会福祉施設」と「食料品製造業」の災害防止啓発用リーフレットを作成しました！！

社会福祉施設と食料品製造業の災害が増加傾向にあります。

令和3年の災害（休業4日以上）は、8月末時点で、社会福祉施設は昨年同時期比2倍以上、食料品製造業は一昨年同時期比約1.7倍と急増しています。

今般、災害防止活動の参考としていただくことを目的に、災害事例や防止対策をまとめた啓発用リーフレットを作成しました。

リーフレットによる従業員研修や事業場内への掲示等を行っていただき、特に、次の3つの対策の推進をお願いします。

社会福祉施設

- 腰痛対策
- 通路、浴室等での転倒防止
- 新型コロナウイルス感染対策

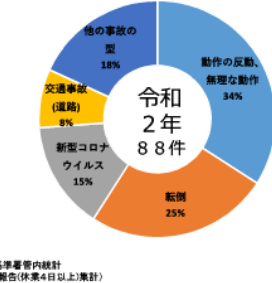
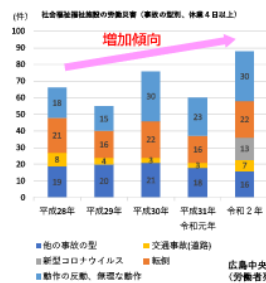
社会福祉施設の事業者の皆さまへ

社会福祉施設の労働災害防止について ～STOP！労働災害～

近年、社会福祉施設での労働災害は増加しています。
労働災害がない安全な職場をつくる労働災害対策について説明します。

1. 社会福祉施設での労働災害の傾向

- (1) 社会福祉施設の労働災害 (休業4日以上、過去5年)
- (2) 社会福祉施設の労働災害(令和2年)



- (3) 社会福祉施設の労働災害統計の分析
- ア 社会福祉施設の労働災害は、事故の型が「動作の反動、無理な動作」と「転倒」の災害が、**毎年約6割**を占めています。
- イ 令和2年は、**新型コロナウイルス**に関する労働災害が発生しています。

2. 労働災害の発生要因と対策

労働災害は、一般的に「**不安全な状態**」や「**不安全な行動**」により発生します。

災害の原因(不安全な状態)を取り除き、正しい手順(不安全な行動をなくす)で作業を行うことが、労働災害の防止につながります。

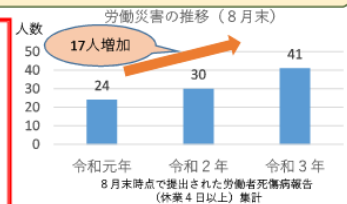
食料品製造業

- 機械によるはさまれ・巻き込まれ防止
- 作業床、通路等での転倒防止
- 刃物等による切れ・こすれ防止

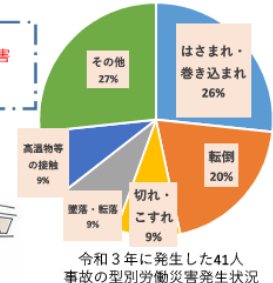


食料品製造業の労働災害が増加！！

広島中央労働基準監督署管内の食料品製造業で労働災害が増加しています。
令和3年は8月末現在で、令和元年同時期の被災者数と比較して、17人(+71%)も増加しています。
裏面の「**労働災害防止のポイント**」による取組をお願いします。



- 食料品製造業で多い災害
- ・機械による、はさまれ・巻き込まれ災害
 - ・作業床、通路等での転倒災害
 - ・刃物等による切れ・こすれ災害



災害事例

機械災害

機械を停止せずに、機械の回転部や刃部の異物を除去しようとして、指や作業服を挟まれた。



転倒災害

- ・水や油で滑りやすい通路、または側溝鉄板の上を歩行中に転倒した。
- ・台車に激突して(されて)転倒した。



切れ、こすれ災害

材料カット中の刃物や材料の入った一斗缶の切口などで指を切った。



社会福祉施設の労働災害防止について

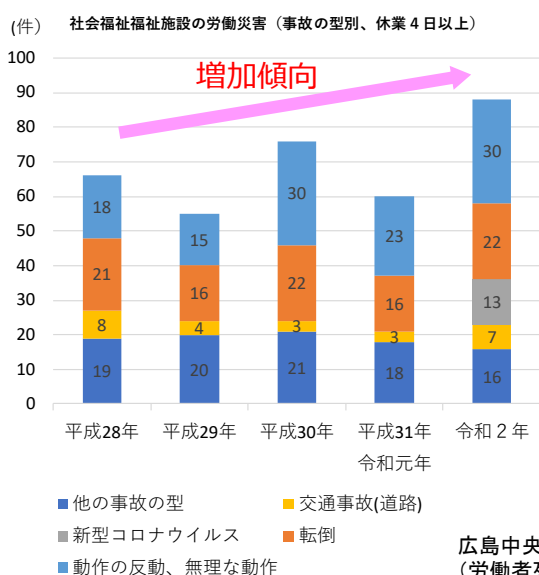
～ STOP！労働災害～

近年、社会福祉施設での労働災害は増加しています。
労働災害がない安全な職場をつくる労働災害対策について説明します。

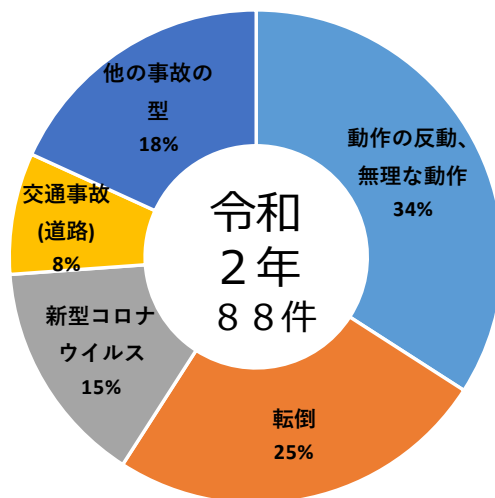
1. 社会福祉施設での労働災害の傾向

(1) 社会福祉施設の労働災害

(休業4日以上、過去5年)



(2) 社会福祉施設の労働災害(令和2年)



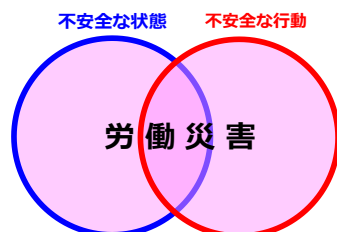
(3) 社会福祉施設の労働災害統計の分析

ア 社会福祉施設の労働災害は、事故の型が「**動作の反動、無理な動作**」と「**転倒**」の災害が、毎年約6割を占めています。

イ 令和2年は、**新型コロナウイルス**に関する労働災害が発生しています。

2. 労働災害の発生要因と対策

労働災害は、一般的に「**不安全な状態**」や「**不安全な行動**」により発生します。



災害の原因(**不安全な状態**)を取り除き、正しい手順(**不安全な行動**をなくす)で作業を行うことが、労働災害の防止につながります。

(3) 「新型コロナウイルス」による労働災害の防止

職場における新型コロナウイルス感染症対策について「取組の5つのポイント」を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

取組の5つのポイント

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☑がつかない場合

- リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～」を確認しましょう！に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項に☑がついた場合

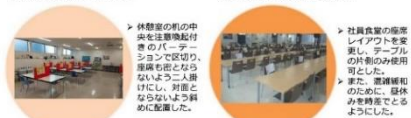
- 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

① 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

② 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

職場における感染防止対策の実践例

- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み
※ 職場では、特に「休憩所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要
休憩所での対策（小売業） 社員食堂での対策（製造業）



- 感染防止のための基本的対策
入館時の手指等の消毒（宿泊業） 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査検討いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。



項	目	確認
1 感染予防のための体制	・事業者のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝える。	はい/いいえ
	・事業者の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に徹底している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労務が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業者全員に周知した。実態に応じた対策を講じている。	はい/いいえ
	・職場以外で労働者が感染予防の行動を取るよう感度リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を導入し、インストールを労働者に勧めている。	はい/いいえ

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理に関する参考資料一覧



(4) 労働災害の予防のための「体力の向上」

足を前に



足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



主な取組事項については、以下の情報や支援体制等をご活用ください。

安全で安心な店舗・施設づくり推進運

厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害防止対策を推進するため、運動を展開しています。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>



安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

検索

高齢労働者の健康づくり

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」や「エイジフレンドリー補助金」等を紹介しています。

（高齢労働者の安全衛生対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



高齢労働者

検索

中小規模事業場安全衛生サポート事業

無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます。 (中央労働災害防止協会)

<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>



中小規模事業場安全衛生サポート事業

検索

令和3年度「見える」安全活動コンクール

労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集しています。

募集期間：令和3年8月2日から令和3年9月30日

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/>



見える安全活動コンクール

検索

メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策に関する、法令・通知・マニュアルを掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」が利用できます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、メール・電話・SNS相談窓口を設置している他、職場復帰支援の取組事例などを紹介しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

こころの耳

検索

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターでは、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

<https://www.johas.go.jp/tabid/1689/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

産業保健関係助成金

検索

働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的に、長時間労働の是正や多様な柔軟な働き方の実現などのための措置を講じます。

（働き方・休み方改善ポータルサイト↓）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
（働き方改革特設サイト↓）

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>



働き方改革

検索

治療と仕事の両立支援

ガイドラインや関連通達、助成金等を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

「治療と仕事の両立支援ナビ」では企業の取組み事例、相談支援機関、シンポジウム等を紹介しています。

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



治療と仕事の両立

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援します。

（職場における受動喫煙防止対策について↓）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

【受動喫煙防止に関する各種支援事業】

- ・受動喫煙防止対策補助金
- ・受動喫煙防止対策に関する相談事業



職場 受動喫煙

検索

年齢・経験期間を問わず、**重点対策**について

安全教育・訓練・点検を**繰り返し実施**することが重要です。

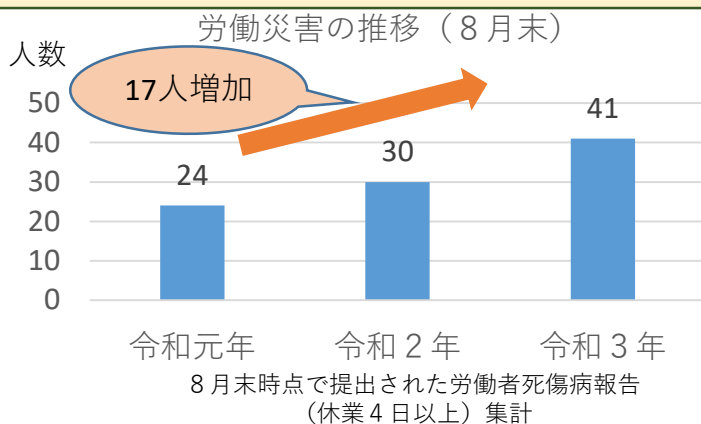


食料品製造業の労働災害が増加！！

広島中央労働基準監督署管内の食料品製造業で労働災害が増加しています。

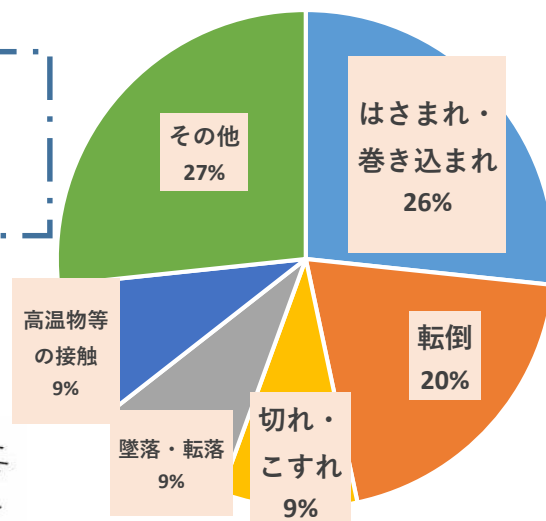
令和3年は8月末現在で、令和元年同時期の被災者数と比較して、17人（+71%）も増加しています。

裏面の「**労働災害防止のポイント**」による取組をお願いします。



食料品製造業で多い災害

- ・ 機械による、はさまれ・巻き込まれ災害
- ・ 作業床、通路等での転倒災害
- ・ 刃物等による切れ・こすれ災害



令和3年に発生した41人事故の型別労働災害発生状況

災害事例

機械災害

機械を停止せずに、機械の回転部や刃部の異物を除去しようとして、指や作業服を挟まれた。



転倒災害

- ・ 水や油で滑りやすい通路、または側溝鉄板の上を歩行中に転倒した。
- ・ 台車に激突して（されて）転倒した。



切れ、こすれ災害

材料カット中の刃物や材料の入った一斗缶の切口などで指を切った。



イラスト出典元
職場のあんぜんサイト（厚生労働省）



食料品製造業における労働災害防止のポイント

※特に**太字の箇所**の取組をお願いします。

安全衛生管理体制の整備

- ①経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成と従業員への周知
- ②安全衛生担当者（安全管理者、安全衛生推進者等）の選任と定期的な職場巡視
- ③**安全衛生委員会等（従業員から安全衛生に関する意見を聞く機会）の定期的な開催**

安全衛生教育の実施

労働者の雇入れ時に、**災害事例を取り入れた安全衛生教育**の実施（従業員に危険な箇所、危険な物、危険な作業を危険と認識してもらう教育）

労働災害事例は職場のあんぜんサイト



機械災害の防止

- ①食品包装機械や食品加工用機械等の食品関連機械の回転部や刃部など危険な箇所に安全カバーを設ける。
- ②**非定常作業（機械のそうじ、異物の除去等）の際は、必ず、機械を停止**する。
- ③非定常作業が発生した場合における作業手順を書面化し、現場に掲示する。

転倒災害の防止

- ①**材料、台車等は所定の保管場所に置いて、通路に放置しない**ようにする。
- ②床の水たまり、油は、その都度取り除く。
- ③側溝の鉄板、段差等、転倒の危険箇所には、注意喚起表示する。

転倒災害対策好事例
（あんぜんプロジェクトページ）



刃物（包丁等）による災害防止

- ①**切創防止用手袋の着用**
- ②刃物等の使用する場所に、切創危険の注意喚起表示する。
- ③刃物は取扱い後、まな板等に放置せず、所定の保管場所に戻す。

その他の労働災害防止活動

- ①作業マニュアルの作成（労働災害防止上のポイントも記載したもの）
- ②**パート、アルバイトも参加した安全パトロールやヒヤリハット報告**
- ③安全パトロールやヒヤリハット報告等の情報に基づくリスクアセスメントの実施

リスクアセスメントの実施支援システム

広島中央労働基準監督署（R3.9）

